

○文部科学省令第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第七十九条の八に次の一項を加える。

2 第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。

第四百四条第一項中「第六十九条を除く。」の下に「及び第七十八条の二」を加える。

第百十三条第一項中「第六十九条を除く。」の下に「、第七十八条の二」を加える。

第百三十五条第四項中「及び第七十八条」を「、第七十八条及び第七十八条の二」に改め、同条第五項中「第七十一条」の下に「、第七十八条の二」を加える。

#### 附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。